

「ＪＡバンク基本方針」変更にかかる新旧対照表

変更箇所	新旧対照表	
	新	旧
基本方針 本文	I 「ＪＡバンクシステム」の基本的方向 (省略) II 「ＪＡバンク会員」の役割等 1 農林中金の役割 (省略) 2 ＪＡ・信連の役割 (1) (省略) (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「ＪＡバンク県本部」を設置し、管内ＪＡが本方針を遵守するように指導し、ＪＡは信連の指導を遵守する。なお、管内ＪＡの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。 <u>ただし、信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がＪＡに対し必要な指導を行う。</u> <u>(注) 信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。</u> (3) (省略) 3 中央会との連携 (省略) III 「ＪＡバンク会員」の責務 (省略) IV 「ＪＡバンク会員」が享受するメリット (省略)	I 「ＪＡバンクシステム」の基本的方向 (同左) II 「ＪＡバンク会員」の役割等 1 農林中金の役割 (同左) 2 ＪＡ・信連の役割 (1) (同左) (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「ＪＡバンク県本部」を設置し、管内ＪＡが本方針を遵守するように指導し、ＪＡは信連の指導を遵守する。なお、管内ＪＡの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。 <u>(追加)</u> (3) (同左) 3 中央会との連携 (同左) III 「ＪＡバンク会員」の責務 (同左) IV 「ＪＡバンク会員」が享受するメリット (同左)

変更箇所	新旧対照表																									
	新	旧																								
	V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー） （省略） VI 基準等の変更 （省略） （附 則） 1～21（省略） 以上	V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー） （同左） VI 基準等の変更 （同左） （附 則） 1～21（同左） 以上																								
基本方針別紙	別紙 1－1 JA・信連の経営状況に関する報告等 （省略） 別紙 1－2 JA・信連の業務執行体制に関する報告等 （省略） 別紙 2－1 指定基準と経営改善取組内容（財務） 1 レベル格付 （省略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定格付</th><th>指定基準</th><th>改善目標期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル 1</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>レベル 2</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>レベル 3</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> </tbody> </table> ※（省略） ・（省略） ＜経営改善取組内容＞ ➤（省略） ・指定を受けた JA・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの	指定格付	指定基準	改善目標期間	レベル 1	（省略）	（省略）	レベル 2	（省略）	（省略）	レベル 3	（省略）	（省略）	別紙 1－1 JA・信連の経営状況に関する報告等 （同左） 別紙 1－2 JA・信連の業務執行体制に関する報告等 （同左） 別紙 2－1 指定基準と経営改善取組内容（財務） 1 レベル格付 （同左） <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定格付</th><th>指定基準</th><th>改善目標期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル 1</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>レベル 2</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>レベル 3</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> </tbody> </table> ※（同左） ・（同左） ＜経営改善取組内容＞ ➤（同左） （追加）	指定格付	指定基準	改善目標期間	レベル 1	（同左）	（同左）	レベル 2	（同左）	（同左）	レベル 3	（同左）	（同左）
指定格付	指定基準	改善目標期間																								
レベル 1	（省略）	（省略）																								
レベル 2	（省略）	（省略）																								
レベル 3	（省略）	（省略）																								
指定格付	指定基準	改善目標期間																								
レベル 1	（同左）	（同左）																								
レベル 2	（同左）	（同左）																								
レベル 3	（同左）	（同左）																								

変更箇所	新旧対照表																																					
	新	旧																																				
	<u>再構築に取り組む。この際、ＪＡ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。</u> ２ 要改善ＪＡ（経営点検基準） （省略） 別紙２－２ 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制） １ レベル格付 （省略） <table border="1"> <tr> <th>指定格付</th><th colspan="2">指定基準</th></tr> <tr> <td rowspan="4">レベル１</td><td>資金運用体制</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>不祥事点検</td><td>○ （省略） ○ （省略） ○ 役員が関与する等（削除） ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合</td></tr> <tr> <td>体制整備</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>会計監査</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>レベル２</td><td colspan="2">（省略）</td></tr> <tr> <td>レベル３</td><td colspan="2">（省略）</td></tr> </table> ・（省略） ＜経営改善取組内容＞ ➤ （省略） ・ <u>指定を受けたＪＡ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、ＪＡ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。</u>	指定格付	指定基準		レベル１	資金運用体制	（省略）	不祥事点検	○ （省略） ○ （省略） ○ 役員が関与する等（削除） ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合	体制整備	（省略）	会計監査	（省略）	レベル２	（省略）		レベル３	（省略）		２ 要改善ＪＡ（経営点検基準） （同左） 別紙２－２ 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制） １ レベル格付 （同左） <table border="1"> <tr> <th>指定格付</th><th colspan="2">指定基準</th></tr> <tr> <td rowspan="4">レベル１</td><td>資金運用体制</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>不祥事点検</td><td>○ （同左） ○ （同左） ○ 役員が関与する等ＪＡのガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合</td></tr> <tr> <td>体制整備</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>会計監査</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>レベル２</td><td colspan="2">（同左）</td></tr> <tr> <td>レベル３</td><td colspan="2">（同左）</td></tr> </table> ・（同左） ＜経営改善取組内容＞ ➤ （同左） <u>（追加）</u>	指定格付	指定基準		レベル１	資金運用体制	（同左）	不祥事点検	○ （同左） ○ （同左） ○ 役員が関与する等ＪＡのガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合	体制整備	（同左）	会計監査	（同左）	レベル２	（同左）		レベル３	（同左）	
指定格付	指定基準																																					
レベル１	資金運用体制	（省略）																																				
	不祥事点検	○ （省略） ○ （省略） ○ 役員が関与する等（削除） ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合																																				
	体制整備	（省略）																																				
	会計監査	（省略）																																				
レベル２	（省略）																																					
レベル３	（省略）																																					
指定格付	指定基準																																					
レベル１	資金運用体制	（同左）																																				
	不祥事点検	○ （同左） ○ （同左） ○ 役員が関与する等ＪＡのガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合																																				
	体制整備	（同左）																																				
	会計監査	（同左）																																				
レベル２	（同左）																																					
レベル３	（同左）																																					

変更 箇所	新旧対照表	
	新	旧
	2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準） （省略） 別紙 3 資金運用制限の内容 （省略） 別紙 4 指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる支援策と支援の前提条件 （省略） 別紙 5－1 会計監査人監査に代わる調査 （省略） 別紙 5－2 事業再編選択 J Aにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件 （省略） 別紙 6 指定支援法人による再編成希望 J Aにかかる支援策と支援の前提条件 （省略） 別紙 7 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー） （省略）	2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準） （同左） 別紙 3 資金運用制限の内容 （同左） 別紙 4 指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる支援策と支援の前提条件 （同左） 別紙 5－1 会計監査人監査に代わる調査 （同左） 別紙 5－2 事業再編選択 J Aにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人による支援策と支援の前提条件 （同左） 別紙 6 指定支援法人による再編成希望 J Aにかかる支援策と支援の前提条件 （同左） 別紙 7 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー） （同左）
基本方針 別表	特定承継会社にかかる本方針の適用 （省略）	特定承継会社にかかる本方針の適用 （同左）